

我孫子市新型コロナウイルス感染症入院患者対応医療従事者等慰労金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市新型コロナウイルス感染症入院患者対応医療従事者等慰労金交付要綱（令和2年告示第241号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 この要綱に基づき慰労金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の3(17)エ(ア)(I)①に該当する医療従事者等であって、<b>令和3年1月1日から同年3月20日</b>までの間に10日以上勤務し、かつ、新型コロナウイルス感染症の患者（入院患者に限る。）と1回以上接したものとする。</p> <p>(交付の申請)</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 この要綱に基づき慰労金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の3(17)エ(ア)(I)①に該当する医療従事者等であって、<b>令和2年7月1日から同年12月31日</b>までの間に10日以上勤務し、かつ、新型コロナウイルス感染症の患者（入院患者に限る。）と1回以上接したものとする。</p> <p>(交付の申請)</p>
<p>第5条 交付対象者は、慰労金の交付を受けようとするときは、<b>令和3年3月30日</b>までに我孫子市新型コロナウイルス感染症入院患者対応医療従事者等慰労金交付申請書（様式第1号。次</p>	<p>第5条 交付対象者は、慰労金の交付を受けようとするときは、<b>令和3年1月15日</b>までに我孫子市新型コロナウイルス感染症入院患者対応医療従事者等慰労金交付申請書（様式第1号。次</p>

<p>条において「申請書」という。)に医療機関から交付対象者であることの証明を受けた上で、当該医療機関が千葉県から役割を設定された医療機関であることを証する書類の写しを添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (失効)</p> <p>2 この告示は、<b>令和3年5月31日</b>限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第8条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>条において「申請書」という。)に医療機関から交付対象者であることの証明を受けた上で、当該医療機関が千葉県から役割を設定された医療機関であることを証する書類の写しを添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (失効)</p> <p>2 この告示は、<b>令和3年3月31日</b>限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第8条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。</p>
--	--

様式第1号中「㊟」を削り、「令和2年7月1日から同年12月31日」を「令和3年1月1日から同年3月20日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に改正前の第5条第1項の規定により申請をした者が施行日以後に改正後の同項の規定により申請をしようとするときは、施行日前に申請をしたことは、同条第2項に規定する申請の回数に含まないものとする。